

総行公第21号
総行女第19号
総行給第19号
総行安第20号
令和3年3月17日

各都道府県総務部長
(人事担当課、公務災害担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課、公務災害担当課扱い)

各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
女性活躍・人材活用推進室長
給与能率推進室長
安全厚生推進室長
(公印省略)

条例例・規則例等における書面規制、押印、対面規制の見直しについて

地方公共団体における書面規制、押印、対面規制については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）及び「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（平成15年総務省令第48号）に基づき適切に対応いただいていることと承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置された規制改革推進会議での検討の内容も踏まえ、令和2年7月7日付総務省自治行政局長通知（令和2年総行行第169号・総行経第35号）において、さらに積極的に取り組んでいただくようお願いしているところです。

これを踏まえて、総務省自治行政局公務員部公務員課、女性活躍・人材活用推進室、給与能率推進室及び安全厚生推進室からお示ししている条例例・規則例等につきましても、今後、下記のとおりとしますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、条例例・規則例等によらず、各団体で独自に条例・規則等を定めている場合も、押印や書面での手続を求めている規定の取扱いについては、上記法律、省令並びに自治行政局長通知及び本通知の趣旨を踏まえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

総務省自治行政局公務員部公務員課、女性活躍・人材活用推進室、給与能率推進室及び安全厚生推進室から示している条例例・規則例等については、別の通知等で取扱いを周知しているものを除き、今後以下のとおり取り扱うこと。

1. 押印の省略について

職員等から当局に対する申請書等を要する手続のうち、その様式や規定において押印を求めるものについては、原則として押印不要とし、必要に応じて電話で問い合わせを行うことなどにより、申請書等の真正性を確認すること。

また、当局から職員等に対する処分通知等についても、原則として押印不要とすること。

2. 電子メール等の活用について

職員等から当局に対する申請書等の提出については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けることとし、電子メール等によることが困難なものについては郵送等も活用することにより、対面による手続を極力減らすこと。

また、当局から職員等に対する処分通知等の交付については、当該処分通知等を受ける者が電子メール等を使用する方法により受ける旨の意思表示をする場合に限り、この取扱いとすること。

3. その他

申請書等の提出や処分通知等の交付に限らず、書面や対面による手続については、内部事務を含め極力、電子メール等を使用する方法によるものとし、対面による対応を減らす工夫を行うこと。

また、公務災害補償等に係る手続・事務における電子メール等の活用のうち、常勤の地方公務員に係るものについては、地方公務員災害補償基金から各支部に対して「常勤の地方公務員の公務災害補償手続・事務の電子化マニュアル」が示されているところであり、当該マニュアルに関する各支部からの通知等を踏まえ、対応すること。

※用語の定義や解釈に当たっては、本通知本文に示した法律及び省令を参考にすること。